



三井住友アセットマネジメント

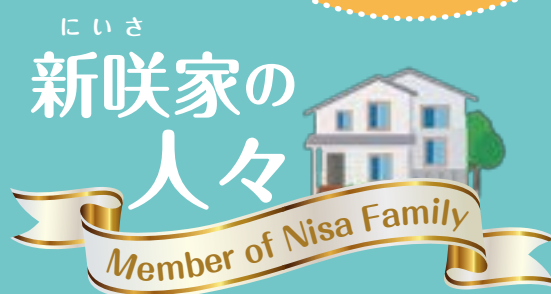
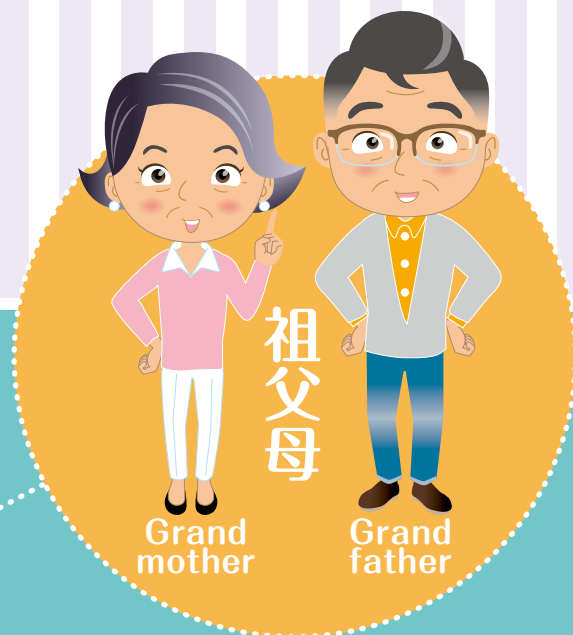
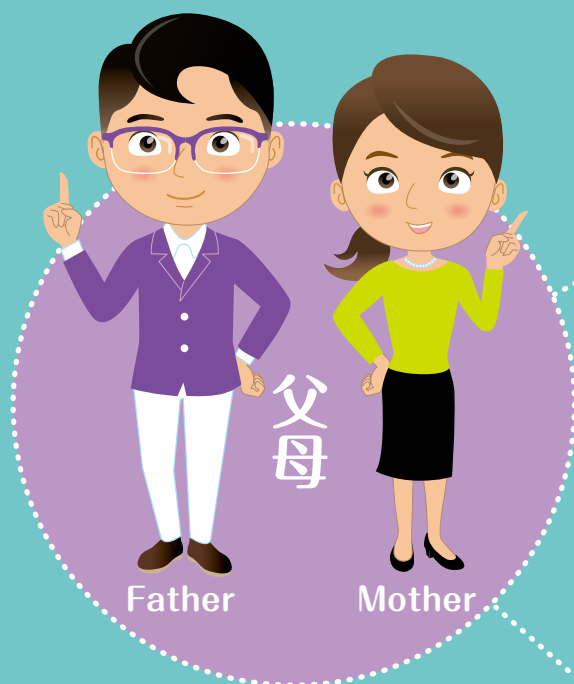
三井住友アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号
加入協会:一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」は、2016年4月導入の制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で三井住友アセットマネジメントが知り得る情報に基づくものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

ジュニア NISA ガイドブック

新咲（にいさ）家と一緒に、ジュニア NISA について勉強しましょう。



解説
ロボ



にいさ
新咲 まなぶくん 7歳

小学校に入り、学びに遊びに大忙し。
世の中のことに関心を持ち始め、パパが
毎日読む新聞のお話を聞くのが楽しいな
小学一年生。
カッコイイ建物や乗り物を見るのが大好き
です。

にいさ
新咲 みらいちゃん 5歳

好奇心旺盛なおませさんで活発さはママ
譲り？
お兄ちゃんのランドセル姿がうらやまし
く、早く小学校に入りたがっています。
おしゃれが大好きで、ママのショッピング
に連れて行ってもらうのが楽しみです。



ジュニア NISA の魅力を
ロボといっしょに解説するよ。



もくじ

1 新咲家の人々&もくじ

3 お子様の将来に向けて

5 ジュニア NISA とは
・制度のポイント

9 ジュニア NISA で未来さがし

11 かしこく活用！
・非課税メリット
・積立投資
・長期投資
・分散投資

15 学べる・楽しむ・見つける

17 想いをカタチに！
・贈与税
・生前贈与
・暦年贈与

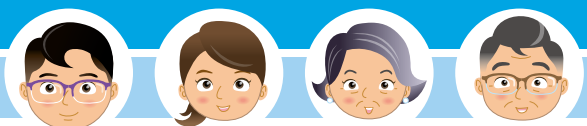
21 Q&A

23 手続きの流れ

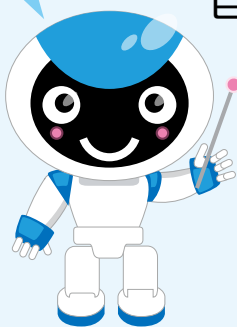
25 投資信託の選び方

27 重要な注意事項

お子様の将来にむけて



ジュニア
NISA
活用イメージ



ご両親様やご祖父母様がお子様・お孫様名義の口座に資金を
積立・贈与してジュニアNISAで運用
お子様・お孫様が18歳になったときにご自身の将来のために
自由に資産を活用できます

ご祖父母様からお孫様へ
資金を贈与

お子様誕生



お子様ひとりあたり
年間80万円まで

ジュニアNISA非課

ご両親様からお子様へ
資金を積立

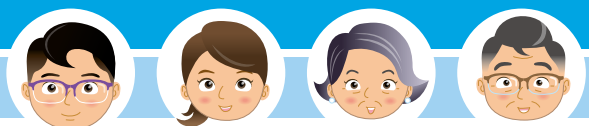
ご家族そろって
資産が育つプロセスを
共有



子ども達の成長とともに資産も育っていく
ジュニアNISAは、子ども達の将来に向けて
資産を築く「新しい制度」です

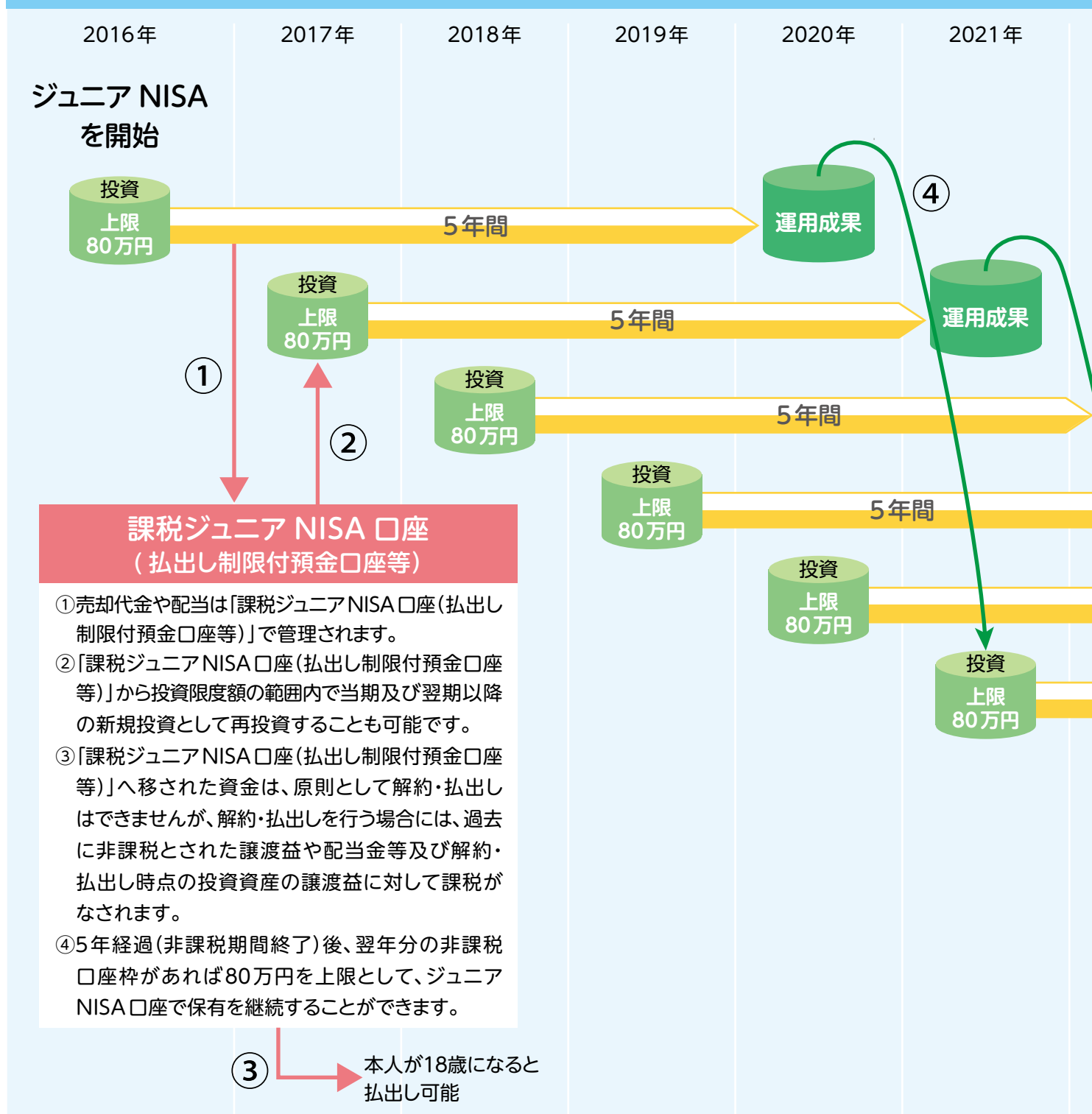


ジュニアNISAとは



ジュニアNISAは、2016年4月導入の「未成年者少額投資

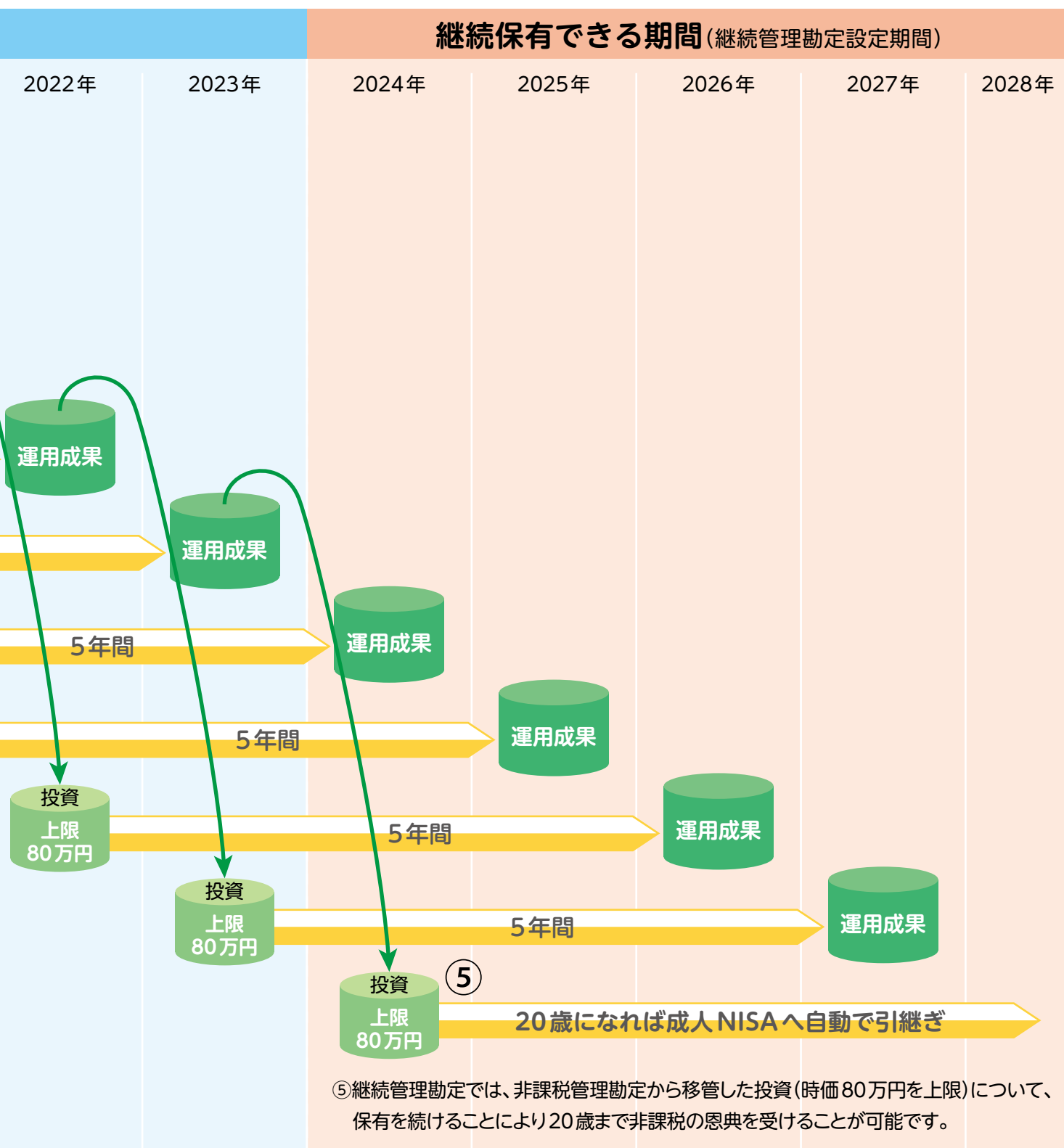
新規投資できる期間（非課税管理勘定設定期間）



ジュニアNISAは、お子様一人あたり年間80万円
までの資金を、非課税で運用できる制度です



「非課税制度」の愛称です。



ジュニアNISA制度のポイント



制度のポイントを
口座開設時、開設後、払出し時
に分けて解説するよ！

① 口座開設時のポイント

● 2016年1月より口座開設がスタート

2016年1月から口座開設ができるようになります。実際に公募株式投資信託等の購入ができるようになるのは4月1日です。口座を開設できるのは、1月1日時点で19歳以下の方となります。ジュニアNISAでは、最長5年間、値上がり益や受取配当に対する20.315%の税金が非課税となります。

● 口座開設には、①ジュニアNISA口座、②課税ジュニアNISA口座(払出し制限付預金口座等)、③課税未成年者口座(特定口座・一般口座・預金口座等)、の最低3つの口座開設が必要です

ジュニアNISA口座での購入や売却は自由にできますが、お子様が18歳(3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで)になるまで原則払出しはできません。やむを得ず払出しをする場合、過去に非課税とされた譲渡益等に対してさかのぼって課税されます。

広義のジュニアNISA口座

① ジュニアNISA口座

売却

購入

② 課税ジュニアNISA口座
(払出し制限付預金口座等)

入金等

払出し
原則不可

③ 課税未成年者口座(特定口座・一般口座・預金口座等)

● 運用管理者は、口座開設者本人の法定代理人及び、二親等以内の方に限定されています

但し、口座開設者本人の法定代理人による明確な書面による委任が必要です。
口座開設者本人が成人となった以降は、本人による運用指図が必要です。

● 開設後は金融機関の変更はできません

ジュニアNISAでは、口座を開いた金融機関を後から変えることはできません。
証券会社や銀行、郵便局などの取扱金融機関で、1人につき1つの口座のみの開設となります。

株式や投資信託の譲渡益等には20.315%の税金
(申告分離課税)が課せられますが、「ジュニアNISA」
を活用すれば、この税金がかかりません



②口座開設後のポイント

●公募株式投資信託等の新規購入に適用されます

ジュニアNISAで非課税対象となるのは、新規で上場株式・ETF・REIT・公募株式投資信託などを購入した場合です。すでに保有している公募株式投資信託等をジュニアNISAに移すことはできません。また、預金や国債、社債、公社債投資信託はジュニアNISA口座の対象にはなりません。

●1人あたり年間上限は80万円までです

年間投資上限金額の80万円は1人あたりの金額ですので、口座を開設する未成年者が複数いる場合、「80万円×人数」の金額をジュニアNISAで活用することができます。

●15歳になった時点で取引残高が通知されます

口座開設者本人が一定の年齢(15歳)に達した後は、口座開設者本人に対してジュニアNISA口座に係る取引残高が通知されます。

●法定代理人からの同意があれば、口座開設者本人が取引の注文を行うこともできます

同意は、取引の都度、内容を記載した書面の提出が必要です。

③払出し時のポイント

●18歳になるまで払出し制限があります

ジュニアNISAは、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日まで、払出し制限があります。
※ただし、災害等やむを得ない場合には、税務署の確認を受けることにより非課税での払出しが可能です。

●18歳になった時点で、払出し制限が解除される旨と、取引残高が通知されます

●払出しをできるのは、口座開設者本人とその法定代理人に限定されています

ジュニアNISA口座内の資産はあくまでも口座開設者本人に帰属することから、払出しは口座開設者本人又は口座開設者本人の法定代理人に限り行うことができます。

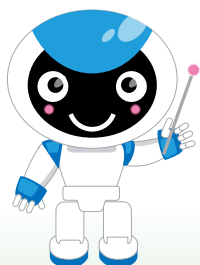
●口座開設者本人が成人になるまでのジュニアNISA口座からの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要です

18歳を過ぎて20歳になる前の口座開設者本人が年少であることなどを理由に同意ができない場合には、払い出される資金が口座開設者本人のために使われることを口座開設している金融機関に伝える必要があります。

●払出しを行った資金を本人のために使うことを金融機関に伝える必要があります

払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等が課される場合があります。

ジュニアNISAで未来さがし



資産形成としてだけでなく
お子様の「未来さがし」としても活用
ジュニアNISAだからこそその楽しみがあります



誕生



幼少期



小学生～中学生



「お子様の名前の口座」でお金を貯める
喜びを、親子一緒に共有することが
できます。



自らが投資の主役だと分かる年頃です
ので、新聞・テレビからのニュースに
興味がわいてきます。



中学生～高校生



高校卒業



社会人

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

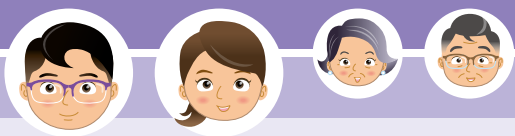


企業や経済についての知識が増え、「将来〇〇〇になりたい」など夢が膨らんでいきます。



教育資金に余裕があれば、「ジュニアNISAから成人NISAへ」という選択肢も考えられます。

ジュニアNISA をかしこく活用！



値上がり益や受取配当
に税金がかからないよ！

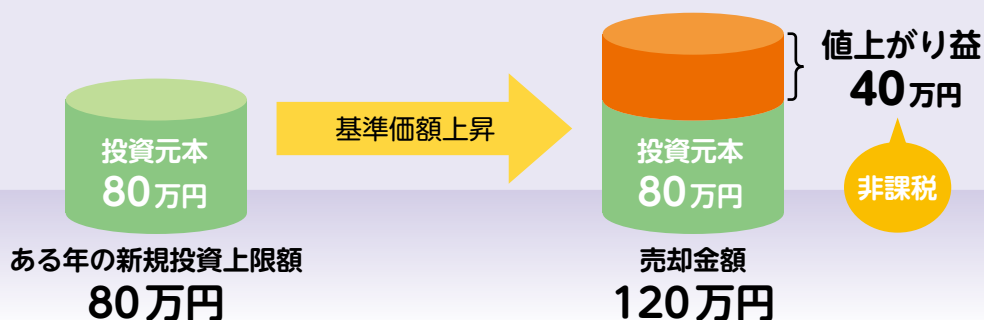


「非課税メリット」でお得に！

ジュニアNISAは、値上がり益や受取配当に対して税金がかからないことに最も大きなメリットがあります。ジュニアNISAを活用しないで一般口座・特定口座で運用した場合、値上がり益や受取配当に対して20.315%課税されますが、ジュニアNISAなら最長5年間は非課税となります。

●売却時に基準価額が 上がっている場合

※右記はイメージ図であり、
売却時に基準価額が
上昇していないこともあります。



●忙しい親世代の 3つの「ない」を解消！

1

価格が下がることに
耐えられ「ない」！

2

いつ投資を始めればいいか
分から「ない」！

3

こまめに相場を見る
時間が「ない」！



ジュニアNISAなら
忙しい親世代に
ピッタリな投資スタイルが
選択できます。

積立投資 …… P12

長期投資 …… P13

分散投資 …… P14

「ジュニアNISA×積立投資」で 時間を味方につけよう



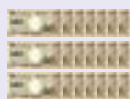
「ジュニアNISA×積立投資」

積立投資は、3つの「ない」を解消できる、忙しい親世代にとってもピッタリの投資スタイルといえます。少額で始めることができる手軽さと、投資時期を分散させることによる投資額の平準化などにメリットがあります。このため、時間を味方につけることができる投資と言われ、「ドルコスト平均法」とも呼ばれています。

●毎月6万円の定額積立を5年間続けた場合



1ヵ月後
6万円



1年後
72万円



5年後
360万円

5年後に
基準価額が
上がっていれば…

**360万円
+ α**

積立投資の メリット

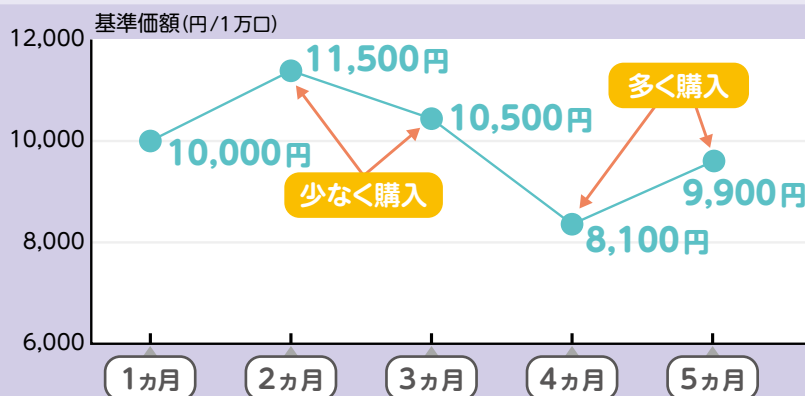
- 1 価格が下がっても儲かることがある
- 2 価格に関係なくいつ始めてもいい
- 3 日々の値動きにとらわれなくても大丈夫

ドルコスト平均法とは

ドルコスト平均法とは、価格が変動する商品に対して「常に一定金額を、定期的に」投資する方法です。投資金額を一定にすることで、「価格が低い時には購入量(口数)が多く、価格が高い時には購入量(口数)が少なく」なります。このため、毎月の1万口あたりの平均投資額を平準化させる効果があります。

以下の例では、毎月同口数を購入した場合は損失になりますが、ドルコスト平均法では値上がり益が出ます。

●ドルコスト平均法



この例だと10,000円が
9,900円に下がっても、
積立投資なら
利益が出るよ

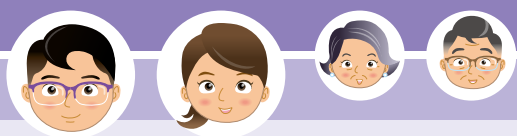


1万口あたりの基準価額		10,000円	11,500円	10,500円	8,100円	9,900円	合計	1万口あたりの平均投資額
毎月6万円ずつ購入した場合	投資金額	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	300,000円	約 9,869円
	投資口数	6.0万口	5.2万口	5.7万口	7.4万口	6.1万口	30.4万口	
毎月6万口ずつ購入した場合	投資金額	60,000円	69,000円	63,000円	48,600円	59,400円	300,000円	10,000円
	投資口数	6万口	6万口	6万口	6万口	6万口	30万口	

ご注意

値動きによっては「積立投資」よりも「一括投資」のほうが結果的に有利だったということもあります。また、場合によっては、運用結果が、投資した元本を下回ってしまうケースもあるのでご注意ください。

ジュニアNISAをかしこく活用！



「ジュニアNISA×長期投資」

ジュニアNISA口座は0歳児でも口座開設ができ、最も長い場合は18歳まで19年間に亘って運用することになります。

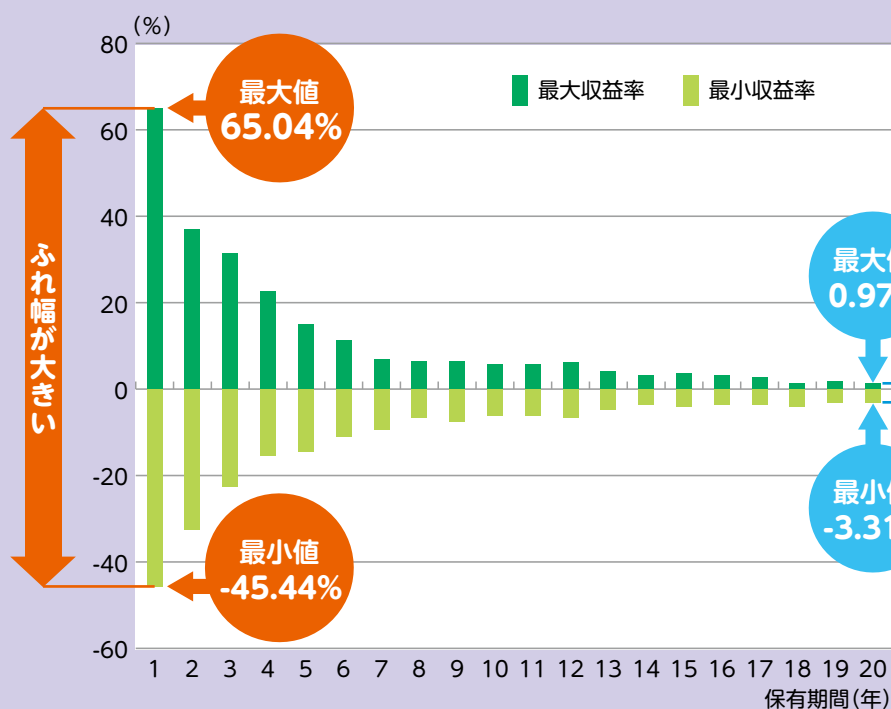
「長期投資」とは、その名の通り、一度投資を始めたなら日々の値動きには一喜一憂せず腰を据えて資産の成長を見守る方法です。長期スタンスで投資を続けることにメリットがあります。

長期投資の効果とは

下記グラフは、ある金融商品の保有期間別の年平均収益率を示したものです。

1年間保有した場合は値動きのふれ幅は大きい状態ですが、保有期間が長くなるにつれて、値動きのふれ幅は小さくなる傾向にあります。長期に保有することによってふれ幅が抑えられています。

●保有期間別の年平均収益率(1990年12月末～2014年12月末)



腰を据えて見守ることのできる資産を選ぶことが大事だよ

ふれ幅が小さい※

(注) 上記はTOPIX(東証株価指数)の1990年12月末～2014年12月末のデータをもとに、各月末からの保有期間別の年平均収益率を算出。将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※1年あたりの平均のふれ幅が小さくなるということであって、累積の価格変動のふれ幅は1年間の場合よりも大きくなる点は注意が必要です。

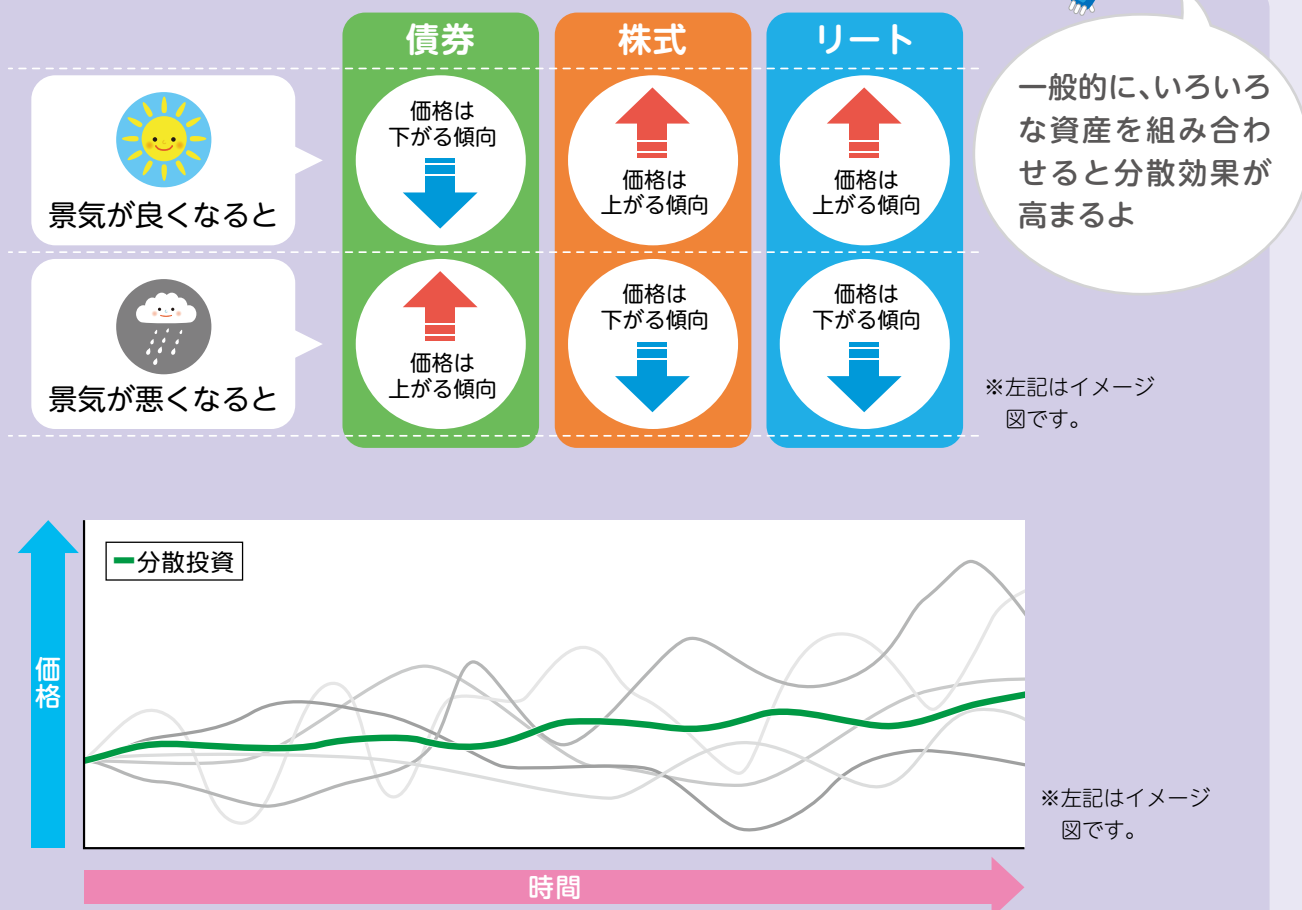
「ジュニア NISA × 分散投資」

「分散投資」とは、価格の動きが異なる資産をいくつか組み合わせて投資を行うものです。1つの資産の値下がりや別の資産の値上がりでカバーできる場合もあり、値動きのふれ幅を抑える効果が期待できることなどにメリットがあります。

分散投資の効果とは

一口に分散投資と言っても、いろいろな資産の組み合わせがあります。たとえば株式と債券というように値動きの異なる資産を組み合わせる方法や、同じ資産でも、国内株式と海外株式、先進国債券と新興国債券というように、投資する国・地域が異なるものを組み合わせる方法があります。1つの資産に集中して投資を行う際に比べ、複数の資産に分散することで利益を平準化することになりますが、全体として値動きのふれ幅を抑えることができます。

●各資産の傾向と分散投資のイメージ



ジュニアNISAで 学べる・楽しむ・見つける



ジュニアNISAによって、お孫様やお子様との
新しいコミュニケーションが生まれます



お孫様が**学べる**

投資をすることは、現実の経済を教材にした「生きた教育」の機会にもなります。

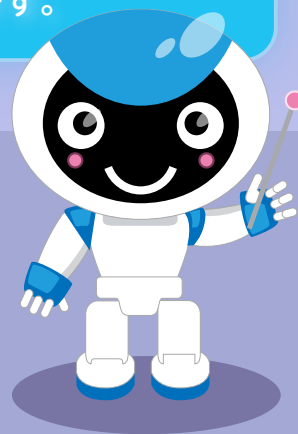
ご祖父様やご祖母様が「先生役」になられてみても、楽しいのではないのでしょうか。

ご家族で**楽しむ**

「お孫様の成長」と「資産の成長」、ふたつの成長が同時進行します。共通の話題がふえることで、ご家族のコミュニケーションがさらに豊かなものになるはずです。

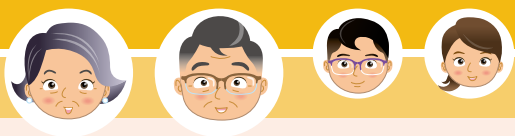
将来の夢を**見つける**

投資をすることは、現実の経済や社会と接点をもつことです。お孫様の視野が広がり、将来に向けた「夢の発見」に役立つかもしれません。



お孫様の教育資金をご祖父様・ご祖母様が援助する方法として、「教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度」や「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」など、さまざまな選択肢が考えられます。ジュニアNISAの活用もそのひとつといえますが、「資産を運用してふやすプラン」だからこそ実現できる楽しみがあります。

ジュニアNISAで想いをカタチに！



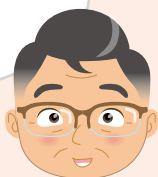
ジュニアNISAの投資額の上限は年間80万円なので、「贈与税」はかかりません。

- 1年間の贈与額が贈与税の基礎控除額(110万円)以下であれば、贈与税はかかりません。
- ジュニアNISAの投資額の上限は年間80万円なので、投資資金をお孫様に贈与しても贈与税の対象とはなりません。
※他の贈与があった場合、その金額と合わせて110万円を超えれば贈与税の対象となります。

● 受贈者(贈与を受ける人)一人あたりの贈与税額

$$\left(\text{年間の贈与額} - \text{基礎控除(110万円)} \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

年110万円以下の
贈与は非課税
なんだね！

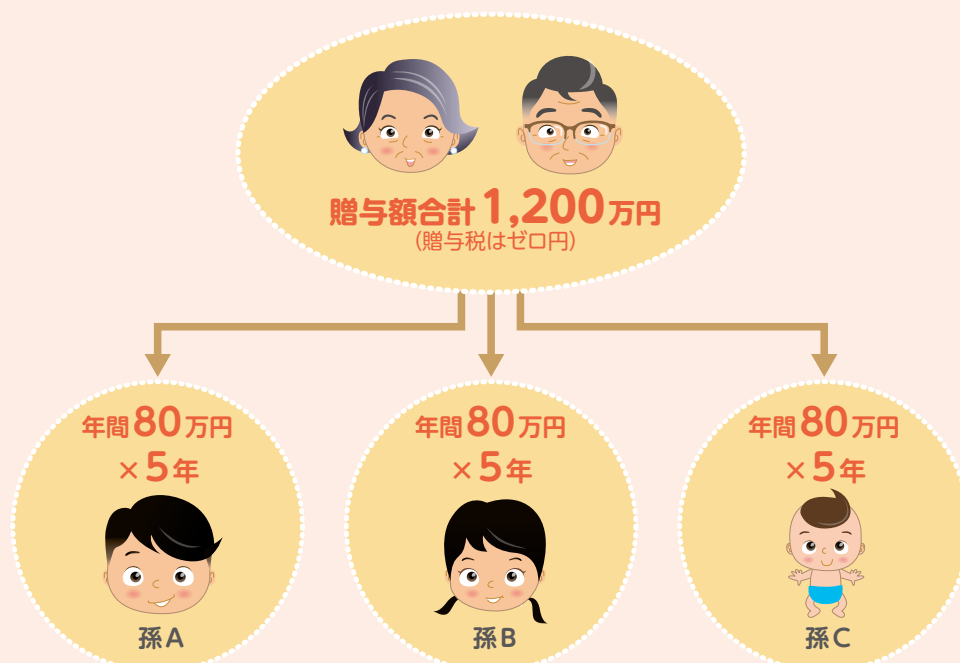


ご参考 贈与税の早見表(直系卑属への贈与の場合)

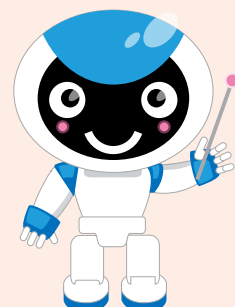
基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	1,000万円以下	40%	125万円
300万円以下	15%	10万円	1,500万円以下	45%	175万円
400万円以下	20%	25万円	3,000万円以下	50%	250万円
600万円以下	30%	65万円	3,000万円超	55%	400万円

贈与税は、受贈者(贈与を受ける人)に課税されるので、受贈者一人あたりの年間贈与額が基礎控除額以内であれば、何人に贈与をしても贈与税の対象になりません。したがって、以下のような贈与も可能となります。

例 3人のお孫様に400万円(年間80万円×5年間)ずつ贈与



お孫様1人
最大400万円
× お孫様の数
= 贈与額



ご祖父様・ご祖母様のご負担でお孫様名義の
ジュニアNISAを活用される場合、一般的には投資
資金をお孫様に「生前贈与」するかたちとなります



「生前贈与」は相続対策にもなります。

2015年1月、相続税の基礎控除が引き下げられました。

相続税法の改正により、2015年1月、相続税の基礎控除が以下のように引き下げられました。

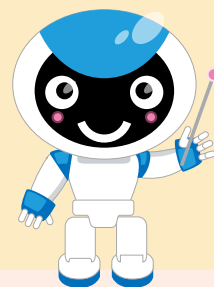
2015年1月
以降の相続

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

2014年12月
までの相続

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

基礎控除の引き下げにより、相続税の負担をともなう相続が大幅に増えると考えられており、
相続対策の必要性が高まっています。その意味でも、ジュニアNISAを活用したお孫様への
教育資金の贈与をぜひご検討ください。



生前贈与によって相続財産を減らしておくことは、将来、相続が発生したときに、相続税の負担を軽減するための
ひとつの対策となります。

例 相続財産=6,000万円、相続人=お子様3人の場合

6,000万円を
そのまま相続した場合

相続財産
6,000万円

相続税の総額
120万円

6,000万円のうち
1,200万円を生前贈与し
のこりの4,800万円を
相続した場合

相続財産
4,800万円

相続税の総額
0円

たとえば、
ジュニアNISAで
生前贈与すると

1,200万円

生前贈与で相続
財産を減らしておく
いいのね！



「暦年贈与」のメリットは、毎年、 贈与税の基礎控除を利用できることです



「暦年贈与」ではなく「一括贈与」でお孫様に 教育資金を贈与する方法もあります。

教育資金一括贈与に係る贈与税非課税制度の活用*

*直系尊属から教育資金の
一括贈与を受けた場合の非課税制度

- 2013年4月1日から2019年3月31日までに、信託銀行など金融機関を経由して、お孫様など直系卑属に教育資金を一括贈与した場合、1,500万円までは贈与税が非課税となります。
- 贈与された資金のうち、30歳までに使い切れなかった金額や、教育以外の用途に使われた金額等については、贈与税の課税対象となります。

この制度は、一時にまとまった資金を贈与できるメリットはありますが、一方で、贈与された資金のうち学校等以外への支払いに充当できる金額が最高500万円に制限されているなど、さまざまな制約もあります。

ご参考 大学生における学費・生活費について

お孫様が大学に入った場合、 学費も含めさまざまな費用がかかります。

- 4年分の学生生活費(授業料など学校納付金を含む)

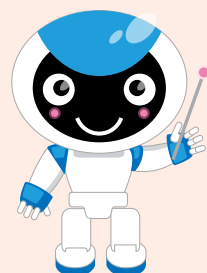
国立大学 の場合	自宅から通学 している場合	4,672,000円
	下宿・アパート等で 生活している場合	7,181,600円
私立大学 の場合	自宅から通学 している場合	7,052,800円
	下宿・アパート等で 生活している場合	9,644,000円

生活費も
結構必要なんだ!?

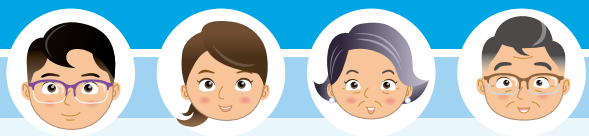


独立行政法人日本学生支援機構「2012年度学生生活調査結果」に基づき作成

ジュニアNISAの特長を生かすためにも、
「ジュニアNISA×暦年贈与」によるお孫様への
教育資金援助を、ぜひご検討ください。



ジュニアNISAに関するQ&A



Q₁ 現在、すでに通常の口座(特定口座や一般口座)を持っていますが、新しく「ジュニアNISA口座」を開設することはできますか？

A₁ ですが、「ジュニアNISA口座」開設には、最低3つの口座が必要になります。

「ジュニアNISA口座」の開設には、①「ジュニアNISA口座」に加え、②課税ジュニアNISA口座(払出し制限付預金口座等)と、③通常の課税未成年者口座(特定口座・一般口座・預金口座等で、既にお持ちであればそちらを活用できます)の最低3つの口座が必要です。また、「ジュニアNISA口座」の開設には、未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出や個人番号(マイナンバー)が記載された書類の提示などの手続きが必要となります。

Q₂ 通常の課税未成年者口座(特定口座や一般口座)で保有する公募株式投資信託等を「ジュニアNISA口座」に移すことはできますか？

A₂ 移すことはできません。

2016年4月1日以降、新たな資金で購入していただく必要があります。

Q₃ 公募株式投資信託等の分配金は非課税になりますか？

A₃ 分配金により異なります。

公募株式投資信託等の分配金には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)があります。普通分配金は非課税となりますが、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税です。

Q₄ 新しく「ジュニアNISA口座」を開設すれば、現在保有している公募株式投資信託等の分配金・譲渡益も非課税になりますか？

A₄ 非課税にはなりません。

2016年4月1日以降、新たに購入し、「ジュニアNISA口座」に受け入れた公募株式投資信託等の分配金や譲渡益が非課税の対象となります。

Q₅ 利用限度額はありますか？ある年に限度額まで使わなかった場合、残りを翌年に繰り越すことはできますか？

A₅ 限度額は1年間80万円で、残った分を翌年に繰り越すことはできません。

「ジュニアNISA口座」を通じて公募株式投資信託等を購入できる利用限度額(非課税枠)は、買付代金ベースで、手数料等は含みません。未使用分を翌年へ繰り越すことも出来ません。

Q₆ 「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等を売却した資金で、「ジュニアNISA口座」での再買付けを行うことはできますか？

A₆ 年間投資上限額の範囲内において、再投資は可能です。

「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等の売却代金は、「課税ジュニアNISA口座」に預入されます。その年の買付け額が上限額80万円に達していない場合は、再買付けを行うことができます。上限額に達している場合は再買付けできませんが、翌年以降、年間投資上限額の範囲内で再投資ができます。

Q7 非課税期間5年が終わるとどうなりますか？

A7 以下の3つのケースが考えられます。

- ①非課税期間5年が終わると、「ジュニアNISA口座」の公募株式投資信託等は、「課税ジュニアNISA口座」に移り、その後の分配金や譲渡益については課税されます。（「ジュニアNISA口座」で保有されていた期間に値上がりしていた場合には、その分の値上がり益は非課税）
- ②引き続き、「ジュニアNISA口座」で翌年の非課税枠を利用し、80万円の限度額の範囲内でそのまま保有し続けることができます。
- ③非課税期間5年間の終了と同時に払出し制限が解除される場合や、非課税期間5年間の終了した時点で既に払出し制限が解除されている場合には、「ジュニアNISA口座」や「課税ジュニアNISA口座」以外の通常の課税未成年者口座に移管することが可能です。

Q8 ジュニアNISA制度の払出し制限とは、どのようなものですか？

A8 口座開設者(子・孫)が18歳になるまで払出しができないことを指します。

ジュニアNISA制度は、子・孫の将来に向けた長期投資という趣旨から、口座開設者(子・孫)が18歳に達する年までは、購入した公募株式投資信託等や配当金、売却代金等の払出しができないことを前提とした制度設計となっています。「ジュニアNISA口座」で購入した公募株式投資信託等の配当等やこれらを売却した場合の売却代金は、「課税ジュニアNISA口座」へ移され、「課税ジュニアNISA口座」における購入や「ジュニアNISA口座」の非課税枠の範囲内での再投資が可能となりますが、「ジュニアNISA口座」および「課税ジュニアNISA口座」から払出すことはできません。万が一、払出しを行った場合には、「ジュニアNISA口座」および「課税ジュニアNISA口座」の開設日以後、非課税で受領したすべての配当金や譲渡益等について払出し時に配当金の支払や譲渡があったとみなして課税されますので、注意が必要です。

Q9 払出し制限が外れた資金の用途に制限はありますか？

A9 自由に使えます。

払出し制限が解除されると口座開設者本人に通知があります(本人には、15歳に達した後に、「ジュニアNISA口座」に係る取引残高も通知されます)。払出しを出来るのは口座開設者本人とその法定代理人に限られます。また払出し時には、その用途が本人のためであることを金融機関に伝える必要があり、本人以外の者が使った場合には、事実関係に基づき、贈与税が課される場合があります。

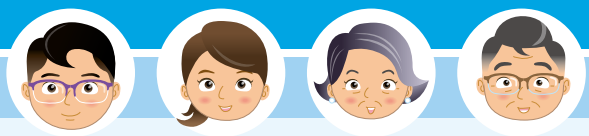
Q10 「ジュニアNISA口座」で保有する公募株式投資信託等に売買損失が生じた場合、通常の口座(特定口座や一般口座)と損益通算ができますか？

A10 損益通算はできません。

「ジュニアNISA口座」は、分配金や譲渡益等があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座での取引と損益通算はできません。



手続きの流れ



1

ジュニアNISA口座開設申込



お客さま

ジュニアNISAの口座を開設するためにはマイナンバー（個人番号）が必要です

口座開設申込には、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」と「未成年者口座開設届出書」の提出が必要となります。

また、手続きの際には「個人番号カード」※等を提示してマイナンバー（個人番号）を告知する必要があります。

※「個人番号カード」とは



個人番号カードの交付を希望する場合、市区町村への申請により2016年1月から交付されます。個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限等が記載され、公的な身分証明書として利用できるほか、様々な場面でサービスが検討されています。

2

税務署に申請 (2016年1月1日から)

金融機関

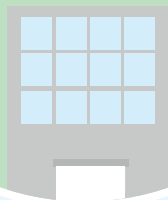


金融機関を通じて税務署に非課税適用申請の手続が行われます。

ジュニアNISAを2016年4月から活用する場合は、お早めにお申し込みいただくとスムーズです。

3

申請の受理および審査 所轄税務署



4

未成年者非課税適用 確認書の交付

ジュニアNISA口座開設申込の重複申請がないことを確認のうえ、未成年者非課税適用確認書の交付が行われます。



災害等やむを得ない事由によりジュニアNISA口座を廃止する場合を除き、非課税で受領した全ての配当益・譲渡益等に課税されることとなりますので注意が必要です。

5

ジュニアNISA口座 開設のご案内 金融機関



6

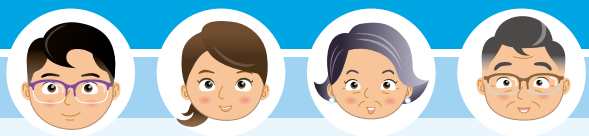
ジュニアNISAで投資開始 (2016年4月から)

お客さま



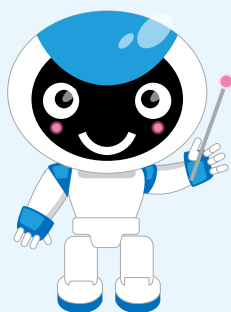
「投資目的」「運用期間」「運用額」などをよく考えたうえで、自分にあった投資対象商品を選びましょう。

投資信託(ファンド)の選び方



投資信託(ファンド)はジュニアNISAに適した金融商品です。

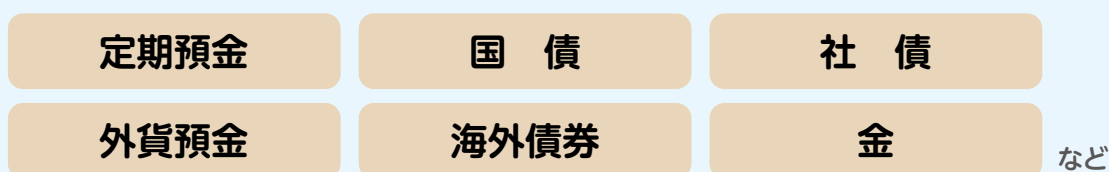
長期的な視点でお金を育てるには、さまざまな金融商品を組み合わせることができる「投資信託(ファンド)」が適しているといえます。



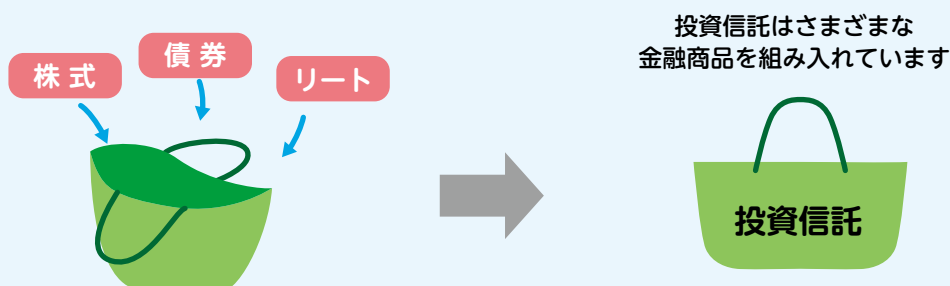
1. 少額からでも、手軽に始めることができます。
2. 専門家にお金の運用を任せることができます。
3. 手間をかけることなく、分散投資することができます。

金融商品の例

●ジュニアNISAの対象外



●ジュニアNISAの対象



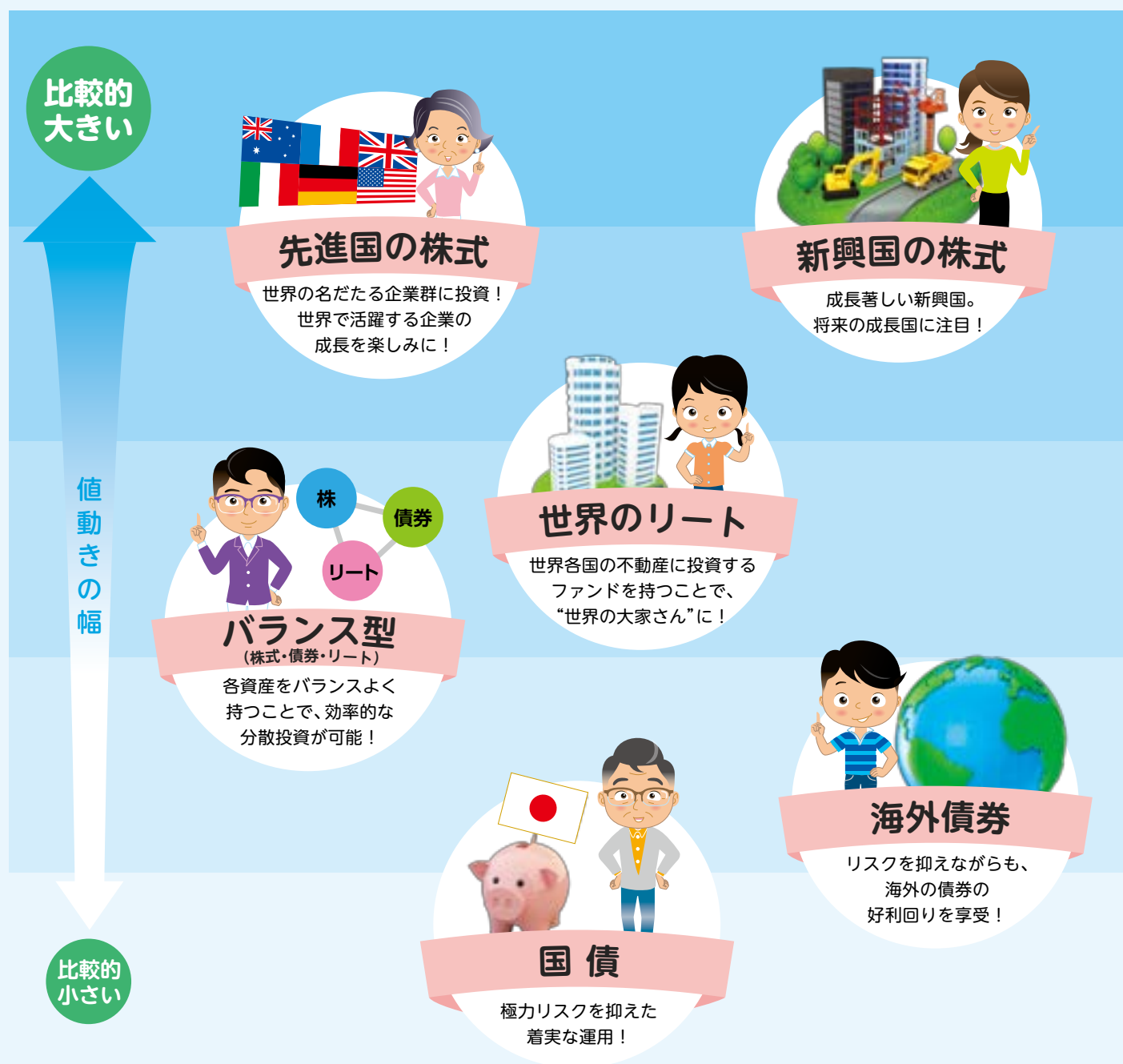
※リート(REIT)とは「Real Estate Investment Trust」の略で、投資家から集めた資金で、オフィスビル・商業施設・マンションなど複数の不動産などを購入して、その賃貸収入や売買益を分配する金融商品です。

資金を使う目的と資産が増減する可能性をよく
考えて、じっくり資産形成するのがポイント



いろいろな視点から投資信託(ファンド)を選びましょう。

値動きの幅という視点に加えて、国内・海外の違いや投資対象へのお子様・お孫様の興味など、
いろいろな視点から選ぶことができます。



ご注意 場合によっては、運用結果が、投資した元本を下回ってしまうケースもあるのでご注意ください。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**運用の結果として投資信託に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**したがって、投資信託は**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、**一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用……………申込手数料**上限 3.78% (税込)**

……………換金(解約)手数料**上限 1.08% (税込)**

……………信託財産留保額**上限 3.50%**

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……………信託報酬**上限年 2.052% (税込)**

◆その他費用……………監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休業日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

(2014年4月1日現在)

- ・当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- ・当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- ・当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ・当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- ・当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ・当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ・当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。